

白井市私立保育園等運営費補助金交付要綱

所管課

保育課

1 補助金の名称

私立保育園等運営費補助金

2 補助金交付の目的

私立保育園等の費用負担の軽減を図り、もって児童福祉の向上に資するため。

3 用語の定義

「私立保育園等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可された保育所及び幼保連携型認定こども園並びに同法第34条の15第2項の規定により認可された小規模保育事業所及び事業所内保育事業所をいう。

4 補助対象

私立保育園等

5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙の障害児等保育加配保育士補助事業については、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所を除く。

6 補助額（率）

別紙に定める額

7 予算の範囲

補正予算による増額後の予算の範囲内

8 施行日

平成11年4月1日

9 補助金の終期

平成35年3月31日

10 改正履歴

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助単価	補助率
保育士配置改善事業 (基本分) (特定乳幼児受入分)	「保育士配置改善事業補助金実施要綱」に定める保育士定数を超えて配置される保育士(以下の事業等対象保育士を除く。)設置(1人)に要する経費 ・国一時預かり事業 ・国地域子育て支援拠点事業 ・国延長保育促進事業 ・主任保育士加算(運営費) 対象児童の受け入れのため、基本分に加え更に1人の保育士を設置するに要する経費	「保育士配置改善事業補助金交付要綱」の別表中の基準額	$1 \text{ 保育所あたり} \times \text{補助単価} \times \text{基準月数} \times \text{補助対象月数} / 12 \text{ 月}$ $1 \text{ 保育所あたり} \times \text{補助単価} \times \text{基準月数} \times \text{補助対象月数} / 12 \text{ 月}$
延長保育事業	「延長保育事業実施要綱」に定める事業の実施に要する経費	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙中「延長保育事業」に定める基準額	延長時間区分に応じた1事業あたり年額の補助基準額
一時預かり事業 (一般型) (余裕活用型)	「一時預かり事業実施要綱」に定める事業の実施に要する経費	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙中「一時預かり事業」に定める基準額	年間延べ利用児童数に応じた年額の基準額 児童1人当たりの日額の基準額
病児保育事業 (病児対応型) (病後児対応型) 保育環境改善等事業	「病児保育事業実施要綱」に定める事業の実施に要する経費 「保育環境改善等事業実施要綱」に定める事業の実施に要する経費	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙中「病児保育事業」に定める基準額 「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の別表中「保育環境改善等事業」に定める基準額	
保育環境改善等事業	「保育環境改善等事業実施要綱」に定める事業の実施に要する経費	「保育士配置改善事業補助金交付要綱」の別表中「保育環境改善等事業」に定める基準額	
運営費補助事業	運営に要する経費 (ぎょう虫検査に関する経費、給食に関する経費、採暖に関する経費、寝具乾燥消毒に関する経費、賠償責任保険料、卒園記念品に関する経費、細菌検査に関する経費、食品環境検査に関する経費、施設機械警備に関する経費、内科検診・歯科検診に関する経費等の保育園の運営に要する経費)	①在園児童1人当たり月額2,150円(法第34条の15第2項の規定により認可された小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、月額1,500円) ②1保育園等当たり年額340,000円(法第34条の15第2項の規定により認可された小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、年額166,000円)	①各月初日の在籍児童数×補助単価 ②1保育園等当たり補助単価

補助対象事業	補助対象経費	補助単価	補助率
障害児等保育加配 保育士補助事業	障害児等の受入れ促進を図るため、保育士定数を超えて保育士を配置する事業に要する経費 ※保育士定数の算定においては、保育士改善事業の例による。	保育士定数を超えて配置される保育士1人あたり月額86,400円。 (ただし、定員60人以下の施設は1人、定員61人から90人までは2人、定員91人から120人までは3人、定員120人までは3人、定員121人以上は4人を限度とし、他の補助の対象となる者を除く。)	保育所等が支出した対象経費の実支出額から、寄付金その他の収入額を控除した額と補助単価を比較して少ない方の額